建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年６月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪神ケーブルエンジニアリング株式会社　本城　正朗　兵庫県西宮市上鳴尾町27―11　国土交通大臣許可(特―20)第22884号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年６月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年７月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　川重ファシリテック株式会社　丸山　鉄雄　兵庫県加古郡播磨町新島８　国土交通大臣許可（特―23）第24243号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年７月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０２号
福岡県飯塚市鯰田147番地48　県営愛宕団地３棟201号
債務者　中島　綾美
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５５１号
北九州市小倉北区片野３丁目15番９―1503号
債務者　大久保和代
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６３号
北九州市八幡西区引野３丁目３番19号
債務者　川口　幸恵
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５６８号
北九州市門司区大久保３丁目５番１―101号
債務者　酒井　　豊
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５８３号
北九州市門司区大里原町４番16号
債務者　阪本　榮子
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８３号
福岡県田川市大字弓削田1736番地６
債務者　佐竹　憲子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２２号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺5960番地
債務者　松尾　光雪
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第３１８号
大分県別府市野口中町16番３号　アパート姫嶋201号
債務者　森本トミヱ
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３２号
大分市大字上宗方513番地の５
債務者　熊屋　　泉
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５９号
大分市大字荏隈1384番地の１　ツインプラザ大分弐番館1008
債務者　宮川　惠利
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５６号
大分県中津市472番地　ナンシーハイツ一番館110号室
債務者　赤峯　秀司
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
神戸市西区大津和２丁目３番地の15　ロイヤルフォックス106号
債務者　玉井　俊充
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
兵庫県明石市大明石町１丁目７番22号　メゾン奥田201号
債務者　髙橋　幸一
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係